



# バーゼル銀行監督委員会による 規制改革案に関する最近の議論

2010年8月  
金融庁／日本銀行

# 目次

序. 全体の日程感とこれまでのG20サミットにおける動き

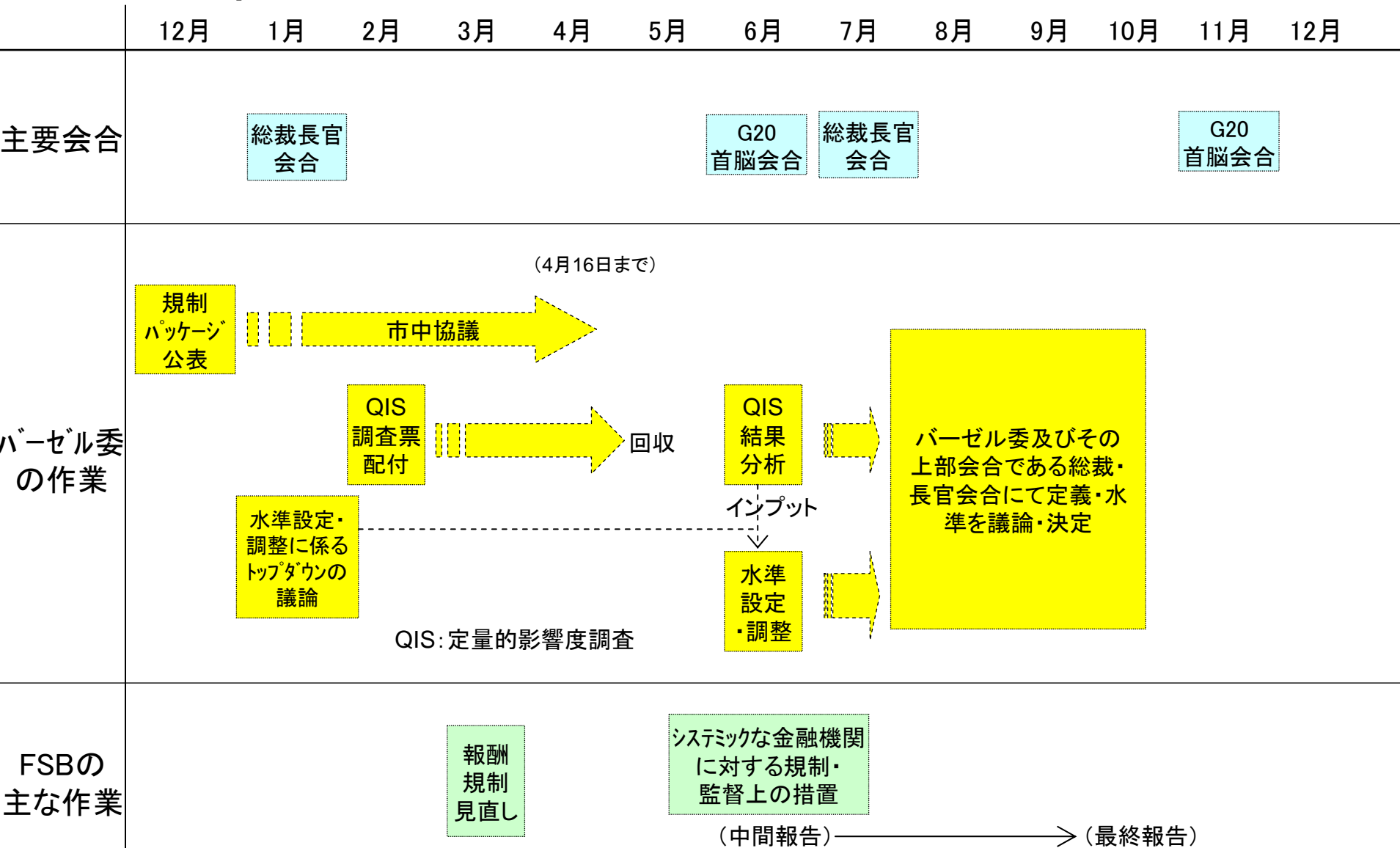
## 1. 2009年12月市中協議文書の概要

## 2. その後の議論

- (1) 市中協議コメントの主要論点(2010年4月)
- (2) マーケット・リスクの枠組みに対する改訂(同6月)
- (3) トロント・サミットのポイント(同6月)
- (4) カウンターシクリカルな資本バッファーに関する市中協議文書の公表(同7月)
- (5) 総裁・長官会合後のプレス・リリース(同7月)
  - I 自己資本の定義
  - II カウンターパーティ・リスク
  - III レバレッジ比率
  - IV 規制バッファー、引当、最低所要自己資本のシクリカリティ
  - V システム上重要な銀行、コンティンジェント・キャピタル、追加的な資本賦課
  - VI グローバルな流動性基準

## 3. 今後の予定

# 序. 日程



## 序. これまでのG20サミットにおける動き

- 金融危機の再発を防止し、将来における貸出のベースとなる銀行の資本基盤を強化するため、G20諸国は、2009年4月のロンドン・サミットにおいて、景気回復が確実になれば、銀行の健全性規制の基準を強化することにつき合意。
- 2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定し、同ルールを2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行うことで合意。

# 1. 2009年12月市中協議文書の概要

自己資本比率の最低基準の拡充  
3つの最低基準(普通株等Tier1、Tier1、Tier1+Tier2)を満たすことが必要

資本の質の向上

- ①普通株等Tier1、Tier2適格要件の厳格化
- ②調整項目の国際的調和

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

リスク捕捉の強化  
カウンターパーティ・リスク

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

補完

プロシクリシティの緩和

資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

システム上重要な銀行への追加措置

システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本、流動性及びその他監督上の措置の必要性を検討

## 2. その後の議論

- (1) 市中協議コメントの主要論点(2010年4月)
- (2) マーケット・リスクの枠組みに対する改訂(同6月)
- (3) トロント・サミットのポイント(同6月)
- (4) カウンターシクリカルな資本バッファーに関する市中協議文書の公表(同7月)
- (5) 総裁・長官会合後のプレス・リリース(同7月)
  - I 自己資本の定義
  - II カウンターパーティ・リスク
  - III レバレッジ比率
  - IV 規制バッファー、引当、最低所要自己資本のシクリカリティ
  - V システム上重要な銀行、コンティンジェント・キャピタル、追加的な資本賦課
  - VI グローバルな流動性基準

## (1) 市中協議コメントの主要論点

- 規制の包括的・累積的な影響
- 自己資本定義：個別の控除項目の取扱い
- 流動性：流動資産の定義や流出率の妥当性
- 会計制度等が異なる下での国際的な競争条件の公平性
- 移行措置

## (2) マーケット・リスクの枠組みに対する改訂

(6月18日のプレス・リリース)

- 昨年7月公表の「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」に係る修正
  - 実施時期の1年延期(2010年末→2011年末)
  - 移行措置の導入(2年間)
  - 内部モデル方式に係るフロア水準の決定
  
- また、同じく昨年7月公表の「バーゼルⅡの枠組みの強化」のうち、第1の柱(再証券化商品に関する自己資本賦課強化など)に係る実施時期も併せて延期(2010年末→2011年末)



## (移行措置の内容)

コリレーション・トレーディングの対象に含まれない証券化エクスポージャー(再証券化商品等)の扱い(標準的方式・内部モデル方式共通)

### ■本則

- ロング・ポジションとショート・ポジションの双方について自己資本を賦課

### ■移行措置(2012年～13年末の2年間)

- ロング・ポジションとショート・ポジションいずれか大きい方の所要自己資本額を最終的な自己資本賦課とする
- 但し経済的に関連のないポジション間での不適切なヘッジの認識を禁止

(注)コリレーション・トレーディングの対象商品は、参照対象(裏付)資産が単一名(シングル・ネーム)の商品で構成され、かつ当該資産が売買双方向に流動性のある市場を有する証券化商品及びバスケット型クレジット・デリバティブ。

## (フロア水準の決定)

- コリレーション・トレーディングの対象商品について内部モデル方式を用いて所要自己資本を計測する場合、標準的方式を用いて計測した所要自己資本に対するフロアを設けることとなっていた。
- 今回、フロア水準を標準的方式の所要自己資本額に対して8%とすることを決定。

# (参考)トレーディング勘定に係る所要自己資本額算出手法の概要

所要自己資本＝一般市場リスク＋個別リスク＋追加的リスク＋包括的リスク

リスクの種類		標準的方式	内部モデル方式	
一般市場 リスク	金利リスク	(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ストレス VaR(99%、10 日)を新たに算出し、これと現行 VaR(99%、10 日)の両方を用い算出</li> </ul>	
	株式リスク			
	為替リスク			
	コモディティ・リスク			
個別 リスク	金利 リスク	(イ)コリレーション・トレーディングの対象商品 ※以外の証券化商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行勘定に準じた方法で算出(ロング・ポジションとショート・ポジションの双方に係る所要自己資本額を合算)</li> <li>● 2 年間の移行措置期間中は、ロング・ポジションとショート・ポジションいずれか大きい方の所要自己資本額を採用</li> </ul>	
		(ロ)コリレーション・トレーディングの対象商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記と同様。ただし、ロング・ポジションとショート・ポジションいずれか大きい方の所要自己資本額を採用</li> </ul>	
		(ハ)上記以外の金利リスクを有する商品	(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ストレス VaR(99%、10 日)を新たに算出し、これと現行 VaR(99%、10 日)の両方を用い算出</li> </ul>
		株式リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスク・ウェイトを 8%に統一(従来、流動性が高く、かつ分散されているポートフォリオには 4%)</li> </ul>	
追加的 リスク	上記(ハ)に係る金利リスク	(計測対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デフォルト・リスク及び格付遷移リスクを対象に、VaR(99.9%、1 年)を追加的リスクとして算出</li> <li>● 監督当局の承認を条件に、上場株とそのデリバティブを追加的リスクの算出対象に加えることも可</li> <li>● デフォルト・リスク及び格付遷移リスクに加え、信用スプレッド・リスク、ベースス・リスク等を含めた包括的リスクを算出</li> <li>● 標準的方式の所要自己資本額に対し、8%のフロアを設定</li> </ul>	
	株式リスク			
包括的 リスク	上記(ロ)に係るリスク			

※ コリレーション・トレーディングの対象商品とは、参照対象(裏付)資産が単一名(シングル・ネーム)の商品で構成され、かつ当該資産が売買双方向に流動性のある市場を有する証券化商品及びバスケット型クレジット・デリバティブ。

### (3) トロント・サミットのポイント(2010年6月26・27日)

#### (1) 自己資本の質・量:

- ① 銀行が、例外的な政府支援なしに最近の金融危機と同程度のストレスに耐えられる普通株式等資本を保有
- ② 適切な移行期間の後、保守的な控除項目を普通株式等から控除する仕組みに移行

#### (2) 新基準の実施:

- ① 持続的な回復と統合的で、市場の混乱を抑えるような移行期間を経て、2012年末までを目標に、段階的に実施
- ② この段階的实施の枠組みは、各国の異なる状況を反映し、新基準との間の当初の差異が時間をかけて縮小するように設定

# (4)カウンターシクリカル資本バッファ

＜7月16日に市中協議文書を公表＞

## (1)背景と目的

- 今次危機において、危機発生以前に過剰な信用供与が行われた結果、銀行セクターに巨額の損失が発生。この損失によって銀行セクターが不安定化した結果、実体経済にも悪影響が及び、それがさらに銀行セクターの不安定化に繋がるという悪循環が観察された。
- このため、システム全体にリスクが積み上がっている時期に、銀行セクター全体として十分な資本を積み上げておくことの重要性が認識され、バーゼル委では、マクロ経済の状況に基づき、資本バッファのターゲット水準を調整する枠組みであるカウンターシクリカルな(景気変動抑制的な)バッファの導入を検討。

## (2)概要

- マクロレベルにおいて過剰な信用供与が行われていると認められる場合、バッファの水準を各国当局が判断。それ以外の時期にはバッファの設定は行われない。バッファの水準には上限を設定。

### (3) バッファーの枠組み

#### ■ 参照指標

- 各国共通の参照指標は、「総与信対GDP比率」。当局は、これが長期トレンドから乖離し、過去の経験に基づいてシステム全体のリスクの積み上げに繋がる過剰な信用拡大があると考えられる場合、バッファーの設定を検討。

(注)本指標が常に各国における経済状態を的確に表すとは限らないことから、当該枠組みは、厳格なルール・ベースの規制としては適用せず、各国当局は他の適切な情報も勘案してバッファーの設定を判断。

#### ■ 銀行による対応措置

- 当局がバッファーを設定する場合、銀行は当局による事前予告後1年以内に当該水準のバッファーを積み上げる必要。求められる水準が達成されない場合、ターゲットを下回っている度合いが大きいほど、資本の社外流出(配当支払、自社株買い、役員報酬等)を制限。

## ■ バッファーの引き下げ

- 経済状況に応じ、各国当局が裁量で判断することが可能。リスクが顕現化する局面では、信用供与の拡大は遅行指数となる懸念があるため、他の指標の参照やバッファーの引き下げのタイミング、または引き下げのペースの工夫が望まれる。例えば、危機時には最低所要自己資本規制が信用供与の妨げとなるリスクを軽減するために、一気に引き下げを行うことが期待される。

## ■ 国際的に活動する銀行への適用

- クロスボーダーでのエクスポージャーについては、エクスポージャーのある国の当局が決定するバッファー水準を適用。各銀行は、エクスポージャーの所在地ごとにバッファー水準を計算し、その加重平均を全体として必要なバッファー水準とする。

(注) 母国当局がエクスポージャーの所在地が求めるバッファー水準が不十分であると判断する場合、母国当局はそれ以上の水準のバッファーを当該金融機関に課することができる。現地当局の求める以下の水準を母国当局が要求することは不可。

## (5) 総裁・長官会合後のプレスリリース(2010年7月26日)

- I 自己資本の定義
- II カウンターパーティ・リスク
- III レバレッジ比率
- IV 規制バッファー、引当、最低所要自己資本のシカリリティ
- V システム上重要な銀行、コンティンジェント・キャピタル、追加的な資本賦課
- VI グローバルな流動性基準



# I. 自己資本の定義

- 自己資本定義(控除・調整項目)
  - 少数株主持分
    - 銀行子会社の所要自己資本額対応部分は算入可
  - 他の金融機関向け出資
    - カウンターパーティ・リスクがあるヘッジの認識
    - 引受ポジションの除外
  - 無形固定資産(ソフトウェア等)の取扱い
    - 国際会計基準(IFRS)による区分も認める
  - 重要な金融機関向け出資(10%を超える出資)、モーゲージ・サービシング・ライツ、繰延税金資産(繰越欠損に係る分を除く)
    - 個々に普通株等Tier1の10%まで、総計で普通株等Tier1の15%までの適用除外を認める

## Ⅱ .カウンターパーティ・リスク

- 信用評価調整 (credit valuation adjustment (CVA)) を計算するための債券相当アドオン方式 (bond equivalent approach) を含むカウンターパーティ・リスクの取扱いに対して、以下の修正
  - ヘッジ、リスク捕捉、実効マチュリティ及び二重計上の問題に対処するため債券相当アドオン方式を修正
  - CVA に係る過大な水準調整に対処するため、2009 年12 月の提案で示された乗数「5」を撤廃
  - 金融機関向けのエクスポージャーに内在するより高いリスクを反映し、金融機関間の相互連関性 (interconnectedness) に対処すべく、資産相関の25%の引上げを維持。ただし、当該対象金融機関の閾値を250 億ドルから1,000 億ドルに引き上げる
  - 清算機関 (central counterparty (CCP)) に対する銀行の時価評価対象エクスポージャー及び担保につき、銀行の清算機関向けエクスポージャーが無リスクでないことを踏まえ、低水準のリスク・ウェイト、例えば1~3%のリスク・ウェイトを課す
- 債券相当アドオン方式に替わるより先進的な手法は、トレーディング勘定の抜本的見直しの一部として検討される

# Ⅲ.レバレッジ比率

## ■ 定義

- 分子の定義:新しいTier 1資本
- 分母の定義
  - オフバランスシート項目に関しては、均一の掛目(CCF)を適用するが、無条件で取り消し可能なコミットメントには10%の掛目を適用する(ただし10%の掛目が過去の経験に基づき適度に保守的なものであることが確保されるよう、更に検証)
  - 全てのデリバティブ(クレジット・デリバティブを含む)に関しては、バーゼルⅡ上認められているネットティング及びカレント・エクスポージャー方式の標準的な掛目に基づく将来の潜在エクスポージャーの簡素な指標を適用
- レバレッジ比率は、四半期の平均値として算出
- 試行期間(parallel run period)中、3%の最低Tier1 レバレッジ比率をテスト

# Ⅲ.レバレッジ比率

## ■ スケジュール

- 2011年1月1日～ :  
監督上のモニタリング (supervisory monitoring) 期間
  - 合意された定義の構成要素及びその比率を一貫した方法により把握するためのテンプレートを開発することに焦点が当てられる
- 2013年1月1日～2017年1月1日まで:  
試行 (parallel run) 期間
  - リスクベースの指標との相対的な動きも含めレバレッジ比率及びその構成要素を把握
- 2015年1月1日～
  - 銀行レベルでのレバレッジ比率及びその構成要素の開示
- 2017年前半:
  - 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月1日から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を行う

## IV.規制バッファー、引当、最低所要自己資本のシクリカリティ

(規制バッファー)

- バーゼル委は、2010年9月10日をコメント期限に、カウンターシクリカルな(景気変動抑制的な)資本バッファー提案を市中協議に付した。
- 資本保全バッファーの具体案は、既に2009年12月の市中協議提案の一部として発表されており、変更されていない。両提案は、ともに本年末までに最終的に確定される予定。

## (資本保全バッファ)

景気後退期に取崩しを可能とするよう、非ストレス時に、銀行の社外流出（配当支払、自社株買い、賞与の支払）を抑制し、資本バッファの積立を促進

### ■ 提案の概要(2009年12月市中協議案)

- 金融機関の実際の資本バッファの、資本バッファのターゲット対比の割合に応じて、利益に対する一定割合の社外流出を抑制
- ⇒ ただし、当該社外流出の抑制が、新たな最低資本水準の設定とみなされるような厳格な制限とする意図がないことを、市中協議文書の中で明確化
- 市中協議文書では、以下の表が一つのイメージとして示されている

実際の資本バッファのターゲット対比の割合	利益に対する社外流出の抑制割合
0～25%	100%
25～50%	80%
50%～75%	60%
75%～100%	40%
100%超	0%

※ 本表はあくまでイメージを示したものであり、具体的な提案を示すものではない

- 例えば、Tier1を指標として用いる場合、現行の規制上の最低水準は4%。仮にバッファのターゲットが4%のときに銀行のTier1比率が6.5%の場合、当行のバッファ水準(2.5%)は、バッファのターゲット対比62.5%(=2.5/4)の水準にあることから、利益の60%までを内部に積み立てることが求められる

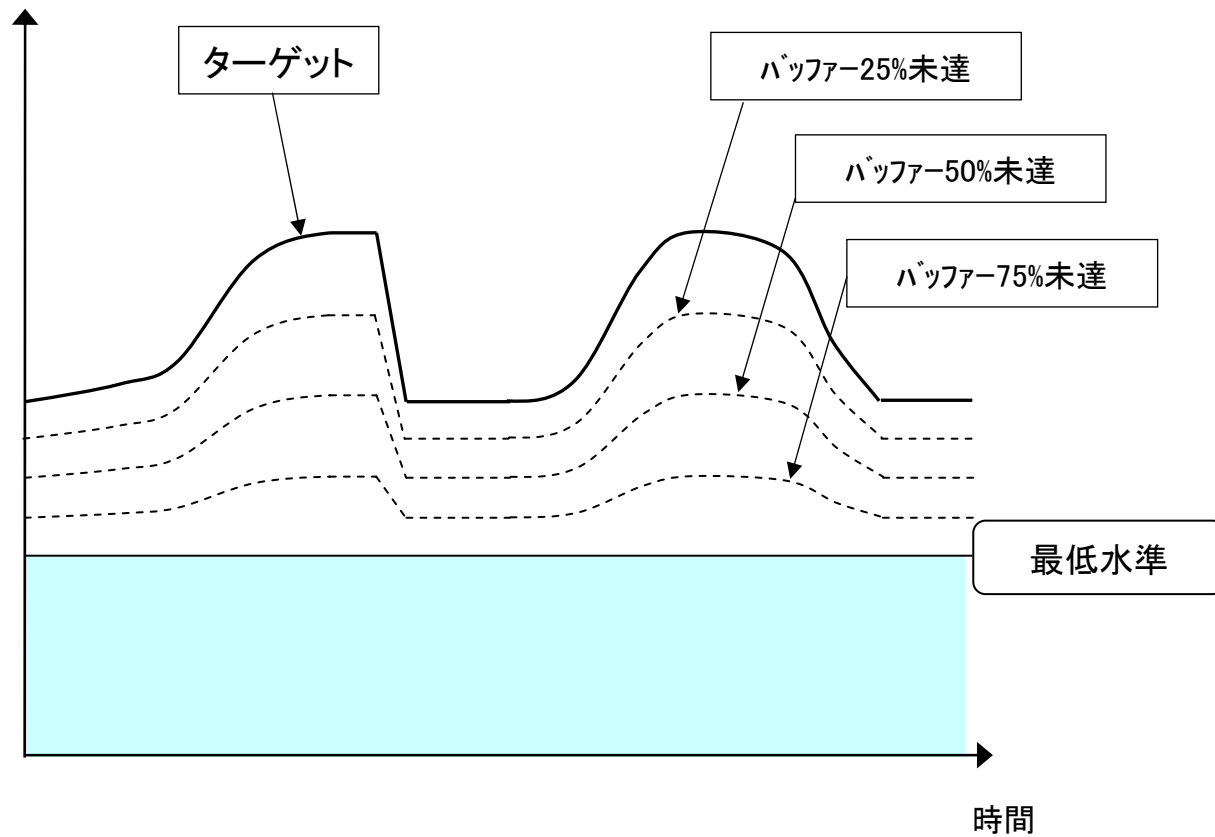
# 配当等の社外流出の抑制(続き)

## ■ その他の主要な要素

- バッファース水準及び利益に対する社外流出の制限割合の設定
  - QISを通じて過去の社外流出額に関するデータを収集し、自己資本の枠組み全体の水準調整と併せて、2010年に具体的な水準を設定
- バッファー積立対象の資本の種類
  - 継続価値ベースでの損失吸収力を有する資本をバッファーとする観点から、自己資本(Tier1+Tier2)ではなく、Tier1をバッファー積立対象とする
- 社外流出の制限対象
  - 普通株配当、自社株買い、その他のTier1資本に係る裁量的な支払、裁量的な賞与の支払
- 利益の定義
  - 社外流出制限適用前の分配可能利益を採用
- 単体ベースの適用か連結ベースの適用か
  - 連結ベースの適用とするが、各国裁量により単体ベースで制限を課すことも可能
- 追加的な当局による裁量
  - 監督当局は、必要に応じて、銀行に対しバッファー積立に係る期間について制限を課す裁量を有するべき

# バッファー未達時の対応

比率(%)





## (最低所要自己資本の変動の抑制)

- 2009年12月の提案には、最低所要自己資本の過度なシクリカティに対処するための候補となる手法を含んでいた。
- バーゼル委は、QISを通じて、こうした手法の影響度を評価するためにデータを収集した。
- その目的は、景気後退期における銀行のポートフォリオに係るデフォルト確率(PD)の推計値を用いて、良好な信用状況期における内部格付手法のPDの推計値の極端な低下を調整することである。
- 当該作業は、バーゼル委の資本水準モニタリング部会による、最低所要自己資本のシクリカティに係る分析結果によってももたらされるだろう。
- これらの成果により、各銀行が使っている内部格付手法に応じ、銀行の自己資本バッファが十分であるかどうかを評価する際に監督当局が使うことができる一連の手段が得られることとなろう。

## (フォワード・ルッキングな引当の促進)

- バーゼル委は国際会計基準審議会 (IASB) によって提案された引当に対する期待損失アプローチを実務的なものとするための具体的提案を策定してきた。バーゼル委は、提案されたアプローチを詳述したコメントレターを2010年6月30日にIASBに送付した。バーゼル委は、本件につきIASBと緊密に対話を行ってきた。

## V. システム上重要な銀行、コンティンジェント・キャピタル、追加的な資本賦課

(追加的な資本賦課)

- 追加資本賦課を、システム上重要な金融機関に対処するための金融安定理事会(FSB)によるイニシアティブの一部とするための一つの仕組みの候補として、「一定の裁量(guided discretion)」手法を更に発展させる。

## (コンティンジェント・キャピタル)

- gone-concern (破綻時) ベースのものとgoing-concern (事業継続) ベースのものに分けて検討
  - gone-concern ベースのものは、規制資本の算入要件として検討。
    - 当該資本商品の転換なしには、銀行が民間市場にて資本調達を行うことが出来ない状況下において、規制当局の選択により、資本商品の元本の減額若しくは普通株への転換を可能にする契約条項を含めることを求める提言。
    - 8月19日に市中協議ペーパーを公表。
  - going-concern ベースのものは、自己資本バッファや追加的自己資本賦課 (capital surcharge) を満たすことができる自己資本に含めることを検討。

# VI グローバルな流動性基準

## ■ 流動性カバレッジ比率 (LCR)

### □ 流出率: 以下の項目の引下げ

#### ■ リテール・中小企業預金

- 安定預金: 7.5% → 5%
- 準安定預金: 15% → 10%

#### ■ オペレーション上の取引のある金融機関からの調達

- カストディ、決済・清算業務およびキャッシュマネジメント業務の一部: 100% → 25%

#### ■ 政府・中銀・公共部門からの調達

- 無担保調達: 100% → 75%
- 流動資産に含まれない担保での有担保調達: 100% → 25%

#### ■ コミットメントの未使用枠

- リテールや中小企業向け: 10% → 5%
- 政府等向け: クレジットライン100% → 10%  
(流動性ラインは100%のまま)

## ■ 流動性カバレッジ比率（LCR続き）

### □ 資金流入

- 「予定される」ネットの資金流入の割合について、銀行の裁量に任せるのではなく、監督上の仮定を反映した調和の取れた扱いを構築する。

### □ 流動資産の定義

- 適格流動資産の40%を上限に以下の資産を算入可とする（いずれも15%のヘアカットを適用）。
    - リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、
    - 高品質（例、AA-格以上）の非金融社債および自行が発行していないカバードボンド
- なお、適格性を判断するために、格付と追加的な基準（bid-ask スプレッド、価格の変動性等）の双方を活用する

## ■ 安定調達比率(NSFR)

- 年末までに提案を見直し。
- リテール/SME預金： 安定調達掛目(ASFF\*)を引上げる。具体的には安定預金で85%から90%、準安定預金で70%から80%へ、各々引上げる。 \*ASFF=Available Stable Funding factor
- 住宅ローン等： バーゼルⅡの標準的手法による信用リスクでのリスク・ウェイトが35%またはそれより高品質の(1年超の)抵当権付住宅ローンやその他貸出に対する所要安定調達掛目(RSFF\*\*)を当初の100%から65%へ引下げる。 \*\*RSFF=Required Stable Funding factor
- コミットメント： 所要安定調達掛目(RSFF)を10%から5%に引き下げることで、オフバランスシート・コミットメントの事前調達が必要となる程度を低下させる。
- 移行期間： ビジネス・モデルや調達構造に意図せざる影響が生じないことを確認するために、“観察期間”を設け、2018年1月迄に最終化して修正版のNSFRを最低基準として導入する。

# (参考)見直し後のLCRの算出方法

## 1. 流動資産

項目	掛け目
現金・中銀預金	100%
リスク・ウェイトが0%の国債、中銀発行証券、政府・中銀保証債等	100%
追加 リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、および高品質の非金融社債、カバードボンド(注1)	85%

## 2. 主な資金流入項目

項目	掛け目
健全資産(30日以内に償還期限を迎える部分のうち、ロールオーバーが予定されていない額)	100% (注2)

検討指示

## 3. 主な資金流出項目

項目	掛け目
リテール預金	
変更 安定した個人・中小企業預金 (注3)	7.5% → 5%
変更 その他の個人・中小企業預金	15% → 10%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象	7.5% → 5%
安定した事業法人・地方公共団体等預金 (注3)	25%
変更 その他の非金融法人、政府・中銀・公共部門からの無担保調達	75%
変更 金融機関、政府・中銀・公共部門からの無担保調達	100%
追加 金融機関預金(カस्टディ、決済・清算業務等)(注4)	25%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
変更 非金融法人向けの信用供与枠(未使用額)(注5)	5%~10%
金融機関向け信用供与枠(未使用額)	100%

(注1) 適格流動資産に占める割合の上限は40%(基本提案の50%から引下げ)。

(注2) 「予定される」ネットの資金流入の比率について、監督上の仮定を反映した調和の取れた取扱いを構築する。

(注3) 預金の安定性を判断する基準案は、以下のとおり。

- ・リテール預金については、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。
- ・中小企業、地方公共団体等の預金では、キャッシュマネジメントサービスや日常業務で利用している口座であること。

(注4) 監督当局の承認を受ける必要。また、預金先は当該資金の流入率を0%とする。

(注5) リテール・SME向けのクレジットライン未使用枠について5%へ引下げる。



## (参考)見直し後のNSFRの算出方法

1. 所要安定調達額(Required Stable Funding)		2. 安定調達額(Available Stable Funding)	
主な項目	掛目	主な項目	掛目
現金、残存期間1年未満の証券・貸出(注1)	0%	資本(Tier1、Tier2等)	100%
国債、政府保証債、国際機関債等	5%	残存期間が1年以上の負債	100%
信用・流動性供与枠(未使用額)	10% → 5%	個人・中小企業からの安定した預金(注3)	85% → 90%
非金融機関発行の社債等(AA格以上)	20%	個人・中小企業からのその他の預金	70% → 80%
非金融機関発行の社債等(A-格～AA-格)、金 上場株式、事業法人向け貸出(残存期間1年未満)	50%	非金融機関からのホールセール調達 (満期の定めがないまたは残存期間1年未満)	50%
個人向け貸出(残存期間1年未満)	85%	残存期間が1年未満の負債	0% → ?
高品質の貸出(注2)	100% → 65%	その他の負債および資本	0%
その他の資産	100%		

追加

検討指示

(注1) 金融機関に対する更新されない貸出に限定。  
 (注2) リスク・ウェイトが35%かそれより低い1年超の残存期間を有する抵当権付住宅ローンやその他の貸出。  
 (注3) 預金の安定性を判断する基準案は、LCRと同じ。

### 3. 今後の予定

#### ■ 水準設定・移行期間・実施時期

定量的影響度調査(Quantitative Impact Study、QIS)の結果や、移行期間における経済への影響度、及び長期の経済的な便益・費用の評価も考慮し、自己資本比率の具体的な水準・経過措置について、9月、10月に調整を行う予定。

- 経済への影響度評価については、8月18日に公表済み
- QISの結果の概要とともに、自己資本及び流動性に関する改革に係る詳細は年内に公表予定